



# 大阪からIターン

安芸高田市で、夢を抱いて様々な活動に取り組み挑戦者たち。彼ら突き動かす原動力とその熱い想いに迫ります。

## 多くの人たちに支えられながら

### 安芸高田ライフを満喫中です

伴井

護さん

友里絵さん

なんでもみんな  
移住しないだろう(笑)



<p><b>宝物</b></p> <p>改修中の古民家。「永遠に改修し続けると思います。それも田舎暮らしの醍醐味です」と護さん。</p>	<p><b>必須アイテム</b></p> <p>移動手段はご夫婦揃って自転車。「車よりも気軽に乗り回せて使い勝手がいいんです」と友里絵さん。</p>	<p><b>好きな食べ物</b></p> <p>移住のきっかけになった安芸高田産のお米。今でもお二人の一番好きな食べ物です。</p>
--	--	--

**田舎ならではの心地よさを体感し縁もゆかりもないこの地へ移住**

大阪から1年ほど前に移住してきた伴井さんご夫婦。それまで安芸高田市には縁もゆかりもありません。「都会での暮らしに違和感を持ち、田舎への移住先を探していた時、偶然お米を取り寄せていた安芸高田市の地域おこし協力隊のFacebookにアクセスしました。その方が手際よく準備してくださり、すぐに市に招いてくれたんです」と護さん。ゴールデンウィークを利用した2泊3日の訪問で、米作りのイベントや民泊などを体験。まちの雰囲気や人柄にふれたご夫婦はその月のうちに移住を決めました。住まいは空き家バンクで見つけた古民家を自分たちの手で改修中。「赤くてつややかな屋根瓦と真っ白な外観に一目惚れ。大分傷んでいましたが、最初から自分たちの手で改修したかったので全く気になりませんでした」と友里絵さんも話します。お二人が作業をしていると、隣の明木さんが様子を見に来たり、空き家の管理をしていた中島さんがアドバイスをくれたり、林業を修行中の住吉さんが庭木の剪定を手伝ってくれたり、近所の梶山さんが資材運びを手伝ってくれたり、数えきれない人たちがサポート。「濃厚な人付き合いはイメージのまま(笑)。住み慣れた土地を離れることに不安もありましたが、毎日退屈することがありません。人が人を繋いでくれて、年の離れた友人もたくさんできました」と安芸高田ライフを満喫しています。

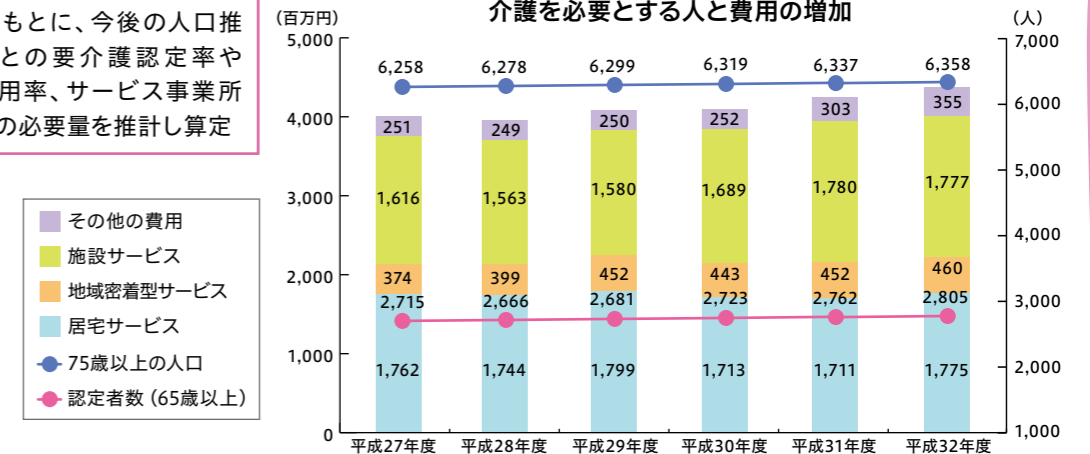
## 平成30年度から介護保険料が変わります

今年度は65歳以上の方の保険料が改定される年です。

介護保険制度は、40歳以上の国民が加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護を必要とする方を社会全体で支える社会保障制度として平成12年に創設されました。制度の運営に必要な保険料は3年に1度、**給付見込量**を見据え見直しを行うことになっています。

### 給付見込量

給付実績をもとに、今後の人口推計、年代ごとの要介護認定率やサービス利用率、サービス事業所や施設整備の必要量を推計し算定



### 65歳以上の方の介護保険料

全体の給付費に対する65歳以上の方の保険料負担率も3年に1度見直され、平成30~32年度の3年間は提供される介護サービスに必要な給付費見込費の23%と定められました。(この額を65歳以上の人数で割った額が1人あたりの基準額になります)

#### 保険料基準額

平成27~29年度 **73,200円/年**(月平均6,100円)  
 平成30~32年度 **78,000円/年**(月平均6,500円)  
 基準額となる第5段階※の方で年間4,800円(6.6%)の負担増となります。  
 ※保険料は所得や課税状況などに応じて11段階に分けられます。

### 介護保険料引き上げの主な要因

- ・介護保険サービス利用者の増加
- ・65歳以上の第1号被保険者の保険料負担割合が、22%から1%引き上げ
- ・介護保険施設定員数の増加と在宅サービスの充実

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。介護が必要な状態になっても、安心してサービスを利用できるように、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### 平成30~32年度の介護保険料(65歳以上の方)

段階	対象者 <sup>※1</sup>	基準額に対する割合	年間保険料	
1	生活保護受給者 または老齢福祉年金受給者	0.45 <sup>※3</sup>	35,100円	
2	課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計額が80万円を超え120万円以下	0.725	56,550円	
3	第1段階、第2段階以外の方	0.75	58,500円	
4	本人住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計額が80万円以下	0.875	68,250円	
5 (基準額)	本人住民税非課税で第4段階以外の方	1.00	78,000円	
6	本人が住民税課税 住民税課税世帯	合計所得金額120万円未満	1.20	93,600円
7		合計所得金額120万円以上200万円未満	1.30	101,400円
8		合計所得金額200万円以上300万円未満	1.50	117,000円
9		合計所得金額300万円以上400万円未満	1.70	132,600円
10		合計所得金額400万円以上600万円未満	1.75	136,500円
11		合計所得金額600万円以上	2.00	156,000円

※1…原則として、毎年4月1日の世帯構成を基準とします。  
 ※2…課税年金に係る雑所得を除きます。  
 ※3…第1段階の保険料は、国庫事業による「低所得者保険料軽減負担金」の適用によるものです。